

役員報酬規程

（目的）

第1条

本規程は、定款第33条に基づき、株式会社Kids Public（以下「会社」という）の役員の報酬等の決定
手続および支給基準を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条

本規程の対象となる役員は、取締役および監査役（以下「役員」という）とする。

（報酬の原則）

第3条

役員の報酬は、会社の経営内容、経済情勢、および役員の職務執行の内容を勘案し、世間一般の標準
と比較して著しく過大にならない適正な範囲内で決定するものとする。

（月額報酬の支給）

第4条

- 1.月額報酬は、毎月一定の日に支給する。支給日および振込方法については、従業員の賃金規程の定
めに準ずる。
2. 任期途中で就任または退任した場合の報酬は、在任日数に応じて日割計算により支給する。

（改廃）

第5条

本規程の改廃は、株主総会の決議によって行う。

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。